

平成26年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成27年2月10日(火)

午前10時から

場所 音更町役場庁舎4階

401・402会議室

会議次第

1 町長挨拶

2 議事

(1) 議案第1号 会長の選出

(2) 議案第2号 会長職務代理者の指名

(3) 諮問第1号 ごみ処理に係る区分の追加に伴う手数料の制定について

【資料1】

(4) 諮問第2号 長期優良住宅建築等計画認定等に係る審査区分の追加に伴う
手数料の制定について

【資料2】

諮問第1号 ごみ処理に係る区分の追加に伴う手数料の制定について

1 ごみ処理手数料一覧表

種類	区分		金額 〔指定容器〕 1枚当たり
ごみ処理手数料	燃やすごみ	5リットル	15円
		10リットル	30円
		15リットル	45円
		30リットル	90円
		45リットル	120円
	燃やさないごみ	5リットル【区分追加】	15円
		15リットル	45円
		30リットル	90円
		45リットル	120円

2 施行期日

平成27年7月1日

◆ ごみ処理区分追加の理由

本町においては、平成16年10月1日からごみ処理手数料を設定し、適正なごみ処理に務めているところである。現在、燃やさないごみ袋の最小容量は15リットルであるが、近年、単身世帯を中心に、15リットル未満のごみ袋の要望が寄せられているところである。今後も、1世帯当たりの人数の減少が見込まれ、更に要望が増えるものと予測されることから、燃やさないごみの指定容器として5リットル袋を追加しようとするものである。

◆ 音更町における人口及び世帯数の推移(各年10月1日現在)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	33,977	37,528	39,201	42,452	45,085
世帯数(世帯)	10,947	12,898	14,262	16,021	17,660
うち単身世帯(世帯)	1,792	2,567	3,101	3,742	4,448
対前年増減(世帯)	—	775	534	641	706
対前年伸び率(%)	—	43.25	20.80	20.67	18.87
1世帯人員(人)	3.10	2.91	2.75	2.65	2.55

注:国勢調査による。

◆ 音更町における燃やさないごみ袋交付(販売)枚数 (単位:枚)

区 分	平成25年度実績				平成26年度実績(12月末現在)			
	15ℓ	30ℓ	45ℓ	合計	15ℓ	30ℓ	45ℓ	合計
4月	5,820	4,340	5,650	15,810	6,695	5,720	6,670	19,085
5月	5,065	5,815	3,935	14,815	5,585	4,525	5,980	16,090
6月	4,765	4,700	5,910	15,375	5,780	4,270	4,370	14,420
7月	7,060	4,420	4,770	16,250	4,350	3,865	4,300	12,515
8月	5,745	4,365	3,765	13,875	7,105	3,930	6,210	17,245
9月	5,440	4,085	4,210	13,735	4,560	4,325	2,655	11,540
10月	7,085	5,490	6,310	18,885	6,045	4,875	5,350	16,270
11月	6,190	5,940	6,440	18,570	5,625	4,865	4,245	14,735
12月	8,225	7,785	7,350	23,360	9,505	6,695	7,505	23,705
1月	5,560	3,305	2,430	11,295	0	0	0	0
2月	4,395	3,035	3,635	11,065	0	0	0	0
3月	8,235	5,680	4,035	17,950	0	0	0	0
合 計	73,585	58,960	58,440	190,985	55,250	43,070	47,285	145,605
月平均	6,132	4,913	4,870	15,915	4,604	3,589	3,940	12,134
交付率(%)	38.5	30.9	30.6	100.0	37.9	29.6	32.5	100.0
金額(千円)	3,311	5,306	7,013	15,631	2,486	3,876	5,674	12,037

◆ 帯広市及び幕別町における燃やさないごみ袋交付(販売)枚数(平成25年度実績) (単位:枚)

区 分	帯広市						幕別町					
	5ℓ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ	合計	5ℓ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ	合計
交付(販売)枚数	109,500	290,000	245,900	139,250	226,350	1,011,000	8,800	35,800	42,000	23,100	34,600	144,300
月平均	9,125	24,167	20,492	53,783	98,442	206,008	733	2,983	3,500	7,217	13,700	28,133
交付率(%)	10.8	28.7	24.3	13.8	22.4	100.0	6.1	24.8	29.1	16.0	24.0	100.0
金額(千円)	1,643	8,700	14,754	12,533	27,162	64,791	132	1,074	2,520	2,079	4,152	9,957

◆ 指定容器の区分と手数料の設定

区分	燃やすごみ袋					燃やさないごみ袋			
	5ℓ	10ℓ	15ℓ	30ℓ	45ℓ	5ℓ	15ℓ	30ℓ	45ℓ
現行	5ℓ	10ℓ	15ℓ	30ℓ	45ℓ	—	15ℓ	30ℓ	45ℓ
新区分	5ℓ	10ℓ	15ℓ	30ℓ	45ℓ	5ℓ	15ℓ	30ℓ	45ℓ
手数料	15円	30円	45円	90円	120円	15円	45円	90円	120円
算定根拠	3円/ℓ	3円/ℓ	3円/ℓ	3円/ℓ	近隣町村に準拠	5ℓ×3円	3円/ℓ	3円/ℓ	近隣町村に準拠

注:手数料については、容量に応じた額を基本に、近隣市町村の現状を踏まえ設定した。

◆ 管内市町村ごみ処理手数料

市町村別手数料設定額(平成26年4月1日現在)

(円/枚)

市町村名	可燃ごみ								生ごみ						不燃ごみ								資源ごみ (缶・ペットボトル・紙・プラ)		資源ごみ (びん)						
	5㍓	7.5㍓	10㍓	15㍓	20㍓	30㍓	40㍓	45㍓	5㍓	10㍓	15㍓	20㍓	30㍓	45㍓	5㍓	7.5㍓	10㍓	15㍓	20㍓	30㍓	40㍓	45㍓	25㍓	45㍓	15㍓	25㍓					
帯広市	15		30		60	90	120								15		30		60	90	120										
音更町	15		30	45		90		120										45		90		120									
士幌町			30		60	90		120									30		60	90		120									
上士幌町			30		60	90		120									30		60	90		120									
鹿追町			30		60	90		120	30	60	90			240			30		60	90		120									
新得町	15		30		60	90		120									30		60	90		120									
清水町	15		30		60	90		120							15		30		60	90		120									
芽室町		30		60		90		120										60		90		120	8	10	9	10					
中札内村			40		80	120		160									40		80	120		160									
更別村			40		80	120		160									40		80	120		160									
大樹町			20		30	50		70									20		30	50		70									
広尾町			20		30	50		70									20		30	50		70									
幕別町 (幕別地区)	15		30		60	90	120								15		30		60	90	120										
// (忠類地区)	15		20		30	50		70							15		20		30	50		70									
池田町			30		60	90	120										30		60	90	120										
豊頃町			30		60	90	120										30		60	90	120										
本別町			35		60	90		120	25	35		60	90	120			35		60	90		120									
足寄町									25	35							35		65	90		120									
陸別町									15	30		60	90				30		60	90		135									
浦幌町		20		40		80		120								20		40		80		120									

諮問第2号 長期優良住宅建築等計画認定等に係る審査区分の追加に伴う手数料の制定について

1 制定の理由

住宅性能表示制度の見直しに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等審査において、住宅性能評価を受けた場合の手数料を定めようとするものである。

2 長期優良住宅建築等計画認定制度の概要

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の軽減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的とした制度で、建築・維持保全の計画について審査の上、所管行政庁が認定するものである。

認定審査において、長期使用構造等（長期に使用するための構造及び設備）の審査については、事前に住宅性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

この認定により、税制上の優遇措置（住宅ローン減税の引上げ、登録免許税率の引下げ、不動産取得税の控除額の増、固定資産税の軽減期間の延長）等の対象となる。

3 住宅性能表示制度の見直しについて

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度については、「住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件」（平成26年消費者庁・国土交通省告示第3号）が平成26年2月25日に公布され、平成27年4月1日からは、住宅性能評価の必須項目が現行の9分野27項目から4分野9項目に見直される。

見直し後における評価の必須項目は、長期優良住宅の認定基準に係る審査項目とおおむね一致することから、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請をする住宅においては、住宅性能評価書の取得が容易となり、評価を受ける住宅が増加することが想定される。

4 諮問の額

事項	内容			
長期優良住宅建築等計画の認定等審査事務手数料に係る区分の追加	現行の区分に「住宅性能評価を受けた場合」を加える。			
		区分	現行	追加
	住宅の種類	右記以外の場合	技術的審査を受けた場合	住宅性能評価を受けた場合
	戸建て住宅	57,000円 (34,000円)	18,000円 (14,000円)	21,000円 (16,000円)
	2～5戸の長屋建て住宅	130,000円 (74,000円)	30,000円 (24,000円)	62,000円 (40,000円)
6戸以上の長屋建て住宅	205,000円 (117,000円)	47,000円 (38,000円)	98,000円 (63,000円)	
※金額は、国が参考にした審査に要する想定所要時間を基に算定 ※括弧内は、変更認定の場合の額				

5 施行期日

平成27年4月1日

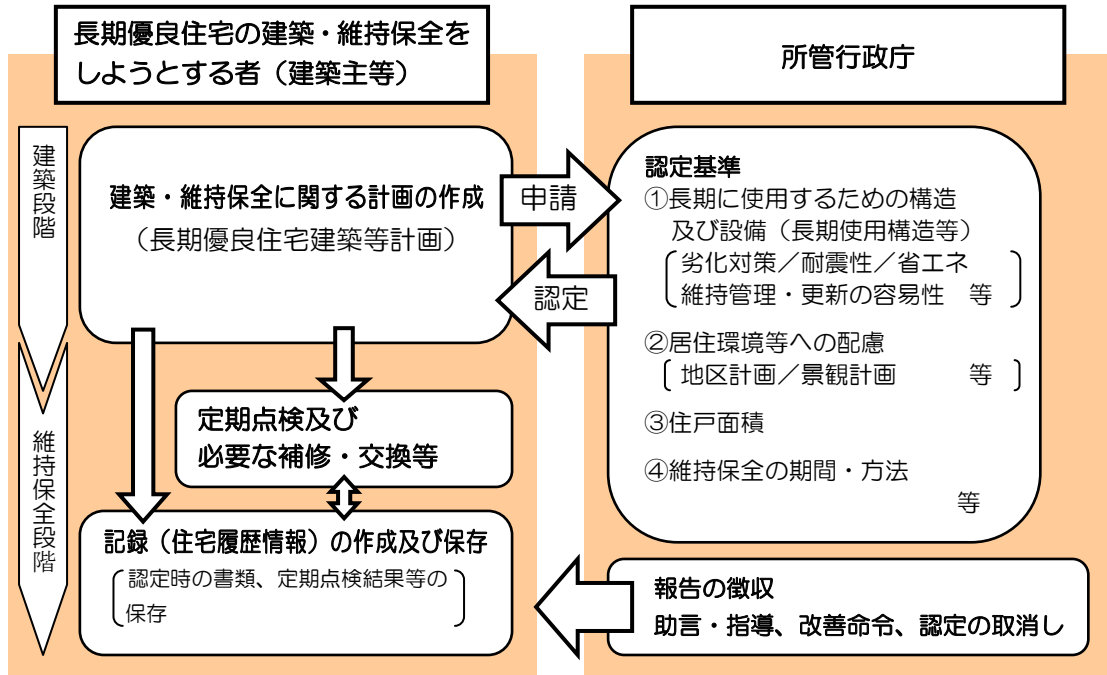
『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』

(平成 20 年法律第 87 号・平成 21 年 6 月 4 日施行)

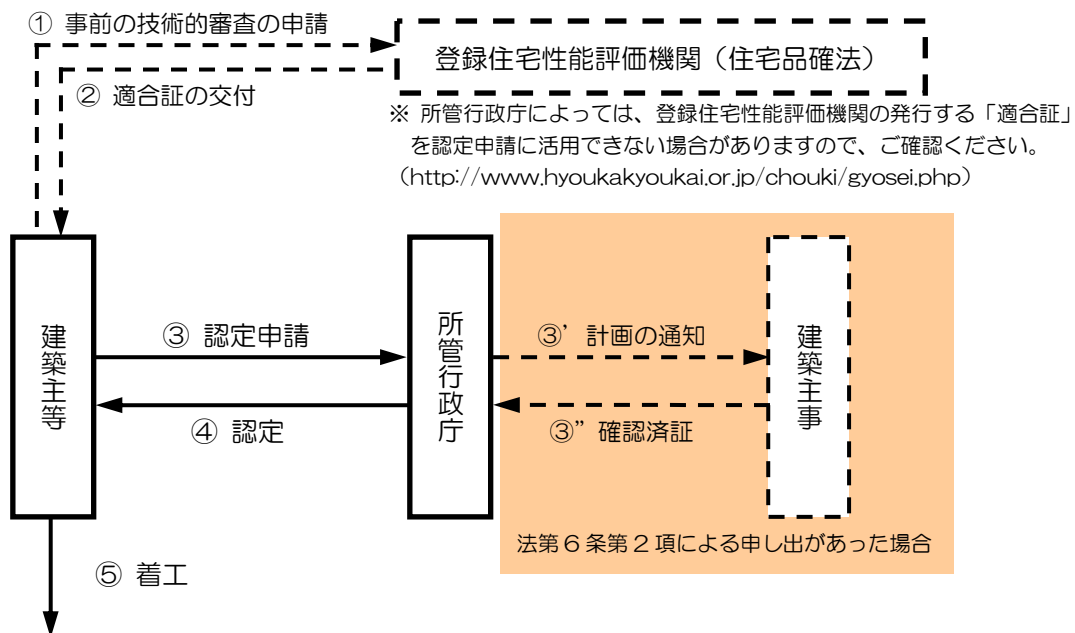
目的

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図る。

概要



認定の流れ



※詳しくは、http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.htmlを参照してください。

認定長期優良住宅に対する税の特例措置

	一般住宅	認定長期優良住宅																																																				
所得税 *1 (ローン減税)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住開始年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21年</td> <td>5000万円</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">1.0%</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">10年間</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H22年</td> <td>5000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H23年</td> <td>4000万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>3000万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>H25年から H26年3月</td> <td>2000万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月 からH29年 ※</td> <td>4000万円</td> <td>400万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※4000万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用。消費税の経過措置により旧消費税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の居住開始であっても、2000万円が控除対象限度額となる。</small></p>	居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額	H21年	5000万円	1.0%	10年間	500万円	H22年	5000万円	500万円	H23年	4000万円	400万円	H24年	3000万円	300万円	H25年から H26年3月	2000万円	200万円	H26年4月 からH29年 ※	4000万円	400万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住開始年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21年</td> <td>5000万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.2%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10年間</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H22年</td> <td>5000万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H23年</td> <td>5000万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>4000万円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.0%</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">10年間</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>H25年から H26年3月</td> <td>3000万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月 からH29年 ※</td> <td>5000万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※5000万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用。消費税の経過措置により旧消費税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の居住開始であっても、3000万円が控除対象限度額となる。</small></p>	居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額	H21年	5000万円	1.2%	10年間	600万円	H22年	5000万円	600万円	H23年	5000万円	600万円	H24年	4000万円	1.0%	10年間	400万円	H25年から H26年3月	3000万円	300万円	H26年4月 からH29年 ※	5000万円	500万円
居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額																																																		
H21年	5000万円	1.0%	10年間	500万円																																																		
H22年	5000万円			500万円																																																		
H23年	4000万円			400万円																																																		
H24年	3000万円			300万円																																																		
H25年から H26年3月	2000万円			200万円																																																		
H26年4月 からH29年 ※	4000万円			400万円																																																		
居住開始年	控除対象限度額			控除率	控除期間	最大控除額																																																
H21年	5000万円	1.2%	10年間	600万円																																																		
H22年	5000万円			600万円																																																		
H23年	5000万円			600万円																																																		
H24年	4000万円	1.0%	10年間	400万円																																																		
H25年から H26年3月	3000万円			300万円																																																		
H26年4月 からH29年 ※	5000万円			500万円																																																		
所得税 *2 (投資型減税)	—			標準的な性能強化費用相当額(上限:平成26年3月末までに居住を開始した場合は500万円、以降は650万円*)の10%相当額を、その年の所得税額から控除 <small>*650万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用。消費税の経過措置により旧消費税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の居住開始であっても、500万円が控除対象限度額となる。</small>																																																		
登録免許税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①保存登記</td> <td>1.5/1000</td> </tr> <tr> <td>②移転登記</td> <td>3.0/1000</td> </tr> <tr> <td>③抵当権設定登記</td> <td>1.0/1000</td> </tr> </tbody> </table>	①保存登記	1.5/1000	②移転登記	3.0/1000	③抵当権設定登記	1.0/1000	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①保存登記</td> <td>1.0/1000</td> </tr> <tr> <td>②移転登記</td> <td>【戸建】 2.0/1000 【マンション】 1.0/1000</td> </tr> <tr> <td>③抵当権設定登記</td> <td>1.0/1000</td> </tr> </tbody> </table>	①保存登記	1.0/1000	②移転登記	【戸建】 2.0/1000 【マンション】 1.0/1000	③抵当権設定登記	1.0/1000																																								
①保存登記	1.5/1000																																																					
②移転登記	3.0/1000																																																					
③抵当権設定登記	1.0/1000																																																					
①保存登記	1.0/1000																																																					
②移転登記	【戸建】 2.0/1000 【マンション】 1.0/1000																																																					
③抵当権設定登記	1.0/1000																																																					
不動産取得税	1200万円控除	1300万円控除																																																				
固定資産税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【戸建】</td> <td>1～3年目</td> <td>1/2軽減</td> </tr> <tr> <td>【マンション】</td> <td>1～5年目</td> <td>1/2軽減</td> </tr> </tbody> </table>	【戸建】	1～3年目	1/2軽減	【マンション】	1～5年目	1/2軽減	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【戸建】</td> <td>1～5年目</td> <td>1/2軽減</td> </tr> <tr> <td>【マンション】</td> <td>1～7年目</td> <td>1/2軽減</td> </tr> </tbody> </table>	【戸建】	1～5年目	1/2軽減	【マンション】	1～7年目	1/2軽減																																								
【戸建】	1～3年目	1/2軽減																																																				
【マンション】	1～5年目	1/2軽減																																																				
【戸建】	1～5年目	1/2軽減																																																				
【マンション】	1～7年目	1/2軽減																																																				

*1. 控除額が所得税額を超える場合は、一定額を個人住民税から控除することができます。

個人住民税の控除額は、当該年分の所得税の課税総所得金額等に、

- ・平成26年3月までは5% (最高9.75万円)

- ・平成26年4月以降は新消費税率が適用される場合に限り7% (最高13.65万円) (旧消費税率が適用される場合は5% (最高額は9.75万円))

を乗じて得た額となります。

*2. 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除することができます。

認定長期優良住宅に対する住宅ローンの供給支援

【長期優良住宅に対応した住宅ローンの供給支援】

民間金融機関が、認定長期優良住宅について最長50年の住宅ローンを供給できるよう、住宅金融支援機構が支援(フラット50)。

【長期優良住宅の取得支援】

住宅金融支援機構のフラット35Sにおいて、認定長期優良住宅等の場合に利用できるプラン(金利Aプラン)では、金利を引き下げる(年▲0.3%)期間を通常のプラン(金利Bプラン)では当初5年間としているところ、当初10年間に設定。

住宅性能表示制度の概要

住宅性能表示制度とは、住宅の基本的な性能について、

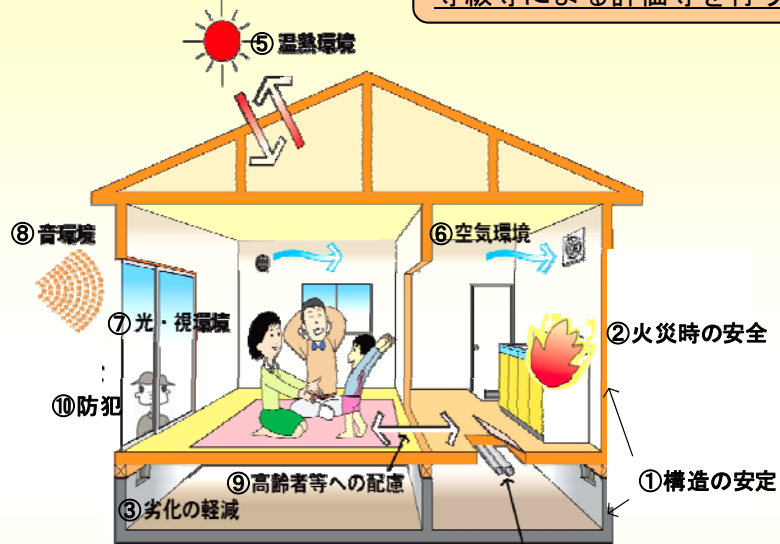
- **共通のルール**（国が定める性能評価項目・性能評価基準）に基づき、
- **公正中立な第三者機関**（登録住宅性能評価機関）が
- **設計図書の審査**や**施工現場の検査**を経て等級などで評価し、
- **評価書**（※1）が**交付された住宅**については、迅速に専門的な**紛争処理**が受けられる

平成12年度から運用が実施された**任意の制度**である。

（※1 建設住宅性能評価書に限る）

●性能評価項目のイメージ

10分野32項目について
等級等による評価等を行う。

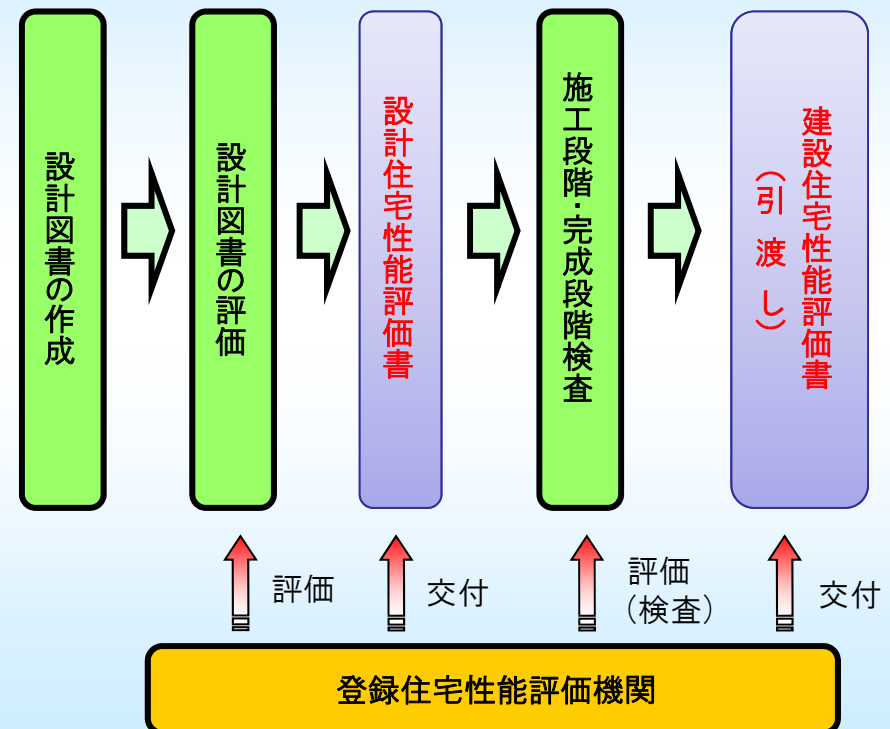


〔例〕「①構造の安定」の場合

④維持管理・更新への配慮

項目	等級	具体的な性能
1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 【地震等に対する倒壊のしにくさ】	等級3	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の 1.5倍 の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級2	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の 1.25倍 の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級1	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度 =建築基準法がすべての建物に求めている 最低基準

●評価書発行までの流れ



○住宅性能表示制度の多様な事業者での利用が進み、より多くの住宅取得者が住宅の性能に関する情報を得られる環境整備を行うため、必須/選択項目の範囲を見直す(必須項目の範囲を限定)。

○必須項目は、戸建住宅における長期優良住宅の基準項目と概ね一致しており、同基準項目への適合により住宅性能評価書の取得が可能に。

住宅性能表示制度の評価項目		新築住宅		=	長期優良住宅の認定基準
		改正前	改正後		
①	構造の安定に関すること	●	●	=	■
②	火災時の安全に関すること	●	○		—
③	劣化の軽減に関すること	●	●	=	■
④	維持管理・更新への配慮に関すること	●	●	=	■
⑤	温熱環境に関すること	●	●	=	■
⑥	空気環境に関すること	●	○		—
⑦	光・視環境に関すること	●	○		—
⑧	音環境に関すること	○	○		—
⑨	高齢者等への配慮に関すること	●	○		—
⑩	防犯に関すること	●	○		—

(注)●は必須項目、○は選択項目。

施行時期

○平成27年4月1日施行

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

使用料等審議会 委員名簿

委員任期 2年 自：平成26年 4月 1日
至：平成28年 3月 31日

平成26年4月1日現在

役 職	委 員 氏 名	所 属 ・ 団 体 等
	太 田 泰 廣	音更町農協参事
	大 西 勉	木野農協常務理事
	中 川 則 子	音更町農協女性部副部長
	白 木 幹 子	木野農協女性部副部長
	坂 井 寛 明	音更町商工会事務局長
	黒 川 英津子	音更町商工会女性部副部長
	相 澤 学	音更町商工会青年部部長
	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長
	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長
	高 橋 邦 博	音更町PTA連合会会長
	阿 部 光 江	音更町消費者協会副会長
	大 野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長
	横 幕 正 二	公 募
	那 須 智 也	公 募
	高 津 田鶴子	公 募